参考

朝霞市における事故報告の範囲

介護サービスに係る指定をされているか

されている

- 訪問介護
- (介護予防)訪問入浴介護
- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- 通所介護
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)福祉用具貸与
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型介護付き有料老人ホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 地域密着型通所介護
- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 訪問介護相当サービス
- 訪問型サービスＡ
- 通所介護相当サービス
- 通所型サービスＡ

されていない

- 住宅型有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護に係る指定を受けていない事業所）
- サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護に係る指定を受けていない事業所）

事故報告は不要

原則、事故の報告は県へ行い、事故報告書も県へ提出する。
ただし、介護従事者から入所者・利用者への虐待が発生した際は、事業所が所在している自治体へ報告すること。

事業所が市内に所在しているか

している

していない

保険者が朝霞市であるか

朝霞市である

他市である

事故報告は不要

事業所が所在している自治体または
報告対象者の保険者へ報告を行う。

事件・事故の内容が事故報告の範囲内か（朝霞市『介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領』項目３「報告の範囲」に該当するか）

範囲内である

事故報告が必要

範囲外である（以下αまたはβに該当する）

（α）市民に重大な影響を与える事件・事故ではなく、施設側に過失がないもの。

【例】
- 入所者・利用者の病気等による死亡
- 施設の軽微な損傷（ガラス破損）等

（β）事件・事故の内容が事故報告の範囲ではないもの。

【例】
- 利用者から職員に対する暴言、暴力（カスタマーハラスメント等）
- 入所者・利用者間のトラブル

事故報告は不要